

ちば



交通安全

思いやり交通千葉

県内の交通事故

発生件数	8,947件 (-751件)
死者数	98件 (+14件)
負傷者数	10,651件 (-1,013件)
死者全国ワースト3位 令和6年9月末時点 (前年比)	

9月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第191号

発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課

電話 043 (223) 2263

FAX 043 (221) 2969

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

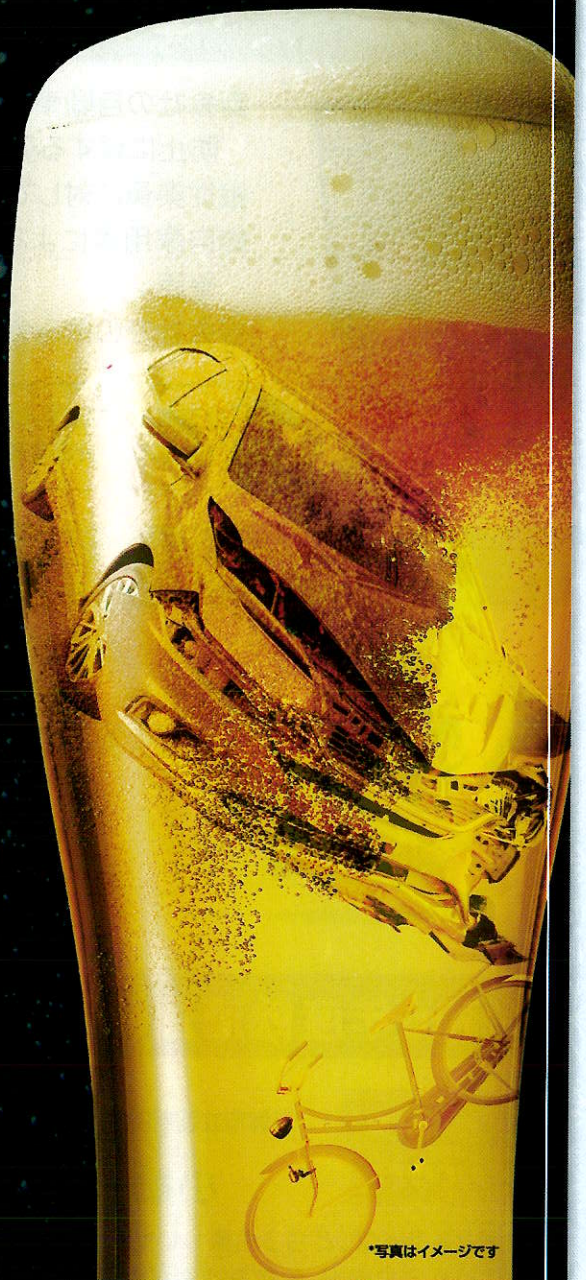
冬

令和6年12月10日(火)～12月19日(木)

の交通安全運動

人生、酒に沈む。

STOP
飲酒運転



*写真はイメージです



千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会



本作品は、千葉大学工学部1年生 鈴木 望友さんの作品です。令和6年冬の交通安全運動啓発ポスターとして活用します。

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

飲酒運転ゼロを目指して

飲酒運転をしない、させないために



ハンドル
キーパー

- ・お酒を飲んだら、公共交通機関や運転代行などを利用しましょう。
- ・運転する予定がある人にお酒を勧めたり、飲ませたりするのはやめましょう。
- ・飲酒した人に運転をさせたり、その車に同乗しないようにしましょう。
- ・「ハンドルキーパー(※)」を決めて、大切な仲間を守りましょう。

※グループが自動車で飲食店などに行き飲酒をする時に、自分自身は飲酒をしないで他の仲間を自宅や駅まで送る人のこと。

事業所での飲酒運転根絶対策



- 会社の自動車を運行する前後には、アルコール検知器をはじめ、飲酒運転の防止に資する機器等を活用し、運転者が酒気を帯びていないことを確認。
- 従業員に対して、飲酒運転に関する教育や指導を積極的に行う。
- 自家用車による通勤者に対して、入社退社時に酒気を帯びていないことを確認。
- 会社での飲み会では、お互いの交通手段やハンドルキーパーを確認。

飲酒運転を根絶するための
マニュアルFor事業所 飲食店はこちら(二次元コード)



飲食店での飲酒運転根絶対策



- 事前に準備すること
 - ・お客様の見やすい場所に飲酒運転根絶に係るポスター等を掲示。
- お酒の提供を求めるお客様には
 - ・お客様の交通手段を確認。
 - ・自動車等利用のお客様には、飲酒運転をしない手段を確認。
- 飲酒運転の防止手段が不明の場合
 - ・酒類を提供しないことを伝える。

令和6年度飲酒運転根絶メッセージコンクールを実施しました

最優秀作品集
(中学生部門)

千葉市立稲毛国際中等教育学校 3年

おじま こうすけ
小嶋 康介

飲酒とドライブ。どちらも楽しいものだとしても、一緒にやれば犯罪者。お酒を飲んだら、ハンドルはにぎらない。自分のためにも、他の誰かのためにも。たった一つの大事な命を守る選択を。

最優秀作品集
(高校生部門)

県立流山おおたかの森高校 3年

きむら ゆうと
木村 悠人

“飲んだら乗らない”それが家族の笑顔を守る最短ルートです。ハンドルを握る前に、愛する人の顔を思い浮かべてください。今日は歩いて帰りましょう。

本作品は、令和6年12月、bayfmラジオCMとして放送する他、飲酒運転啓発グッズ等に活用します。

飲酒運転

根絶宣言

事業所

飲食店

千葉県では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の高揚を図り、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、飲酒運転の根絶を宣言する事業所と飲食店の登録を行っています。

事業所の
申し込みはこちら



飲食店の
申し込みはこちら

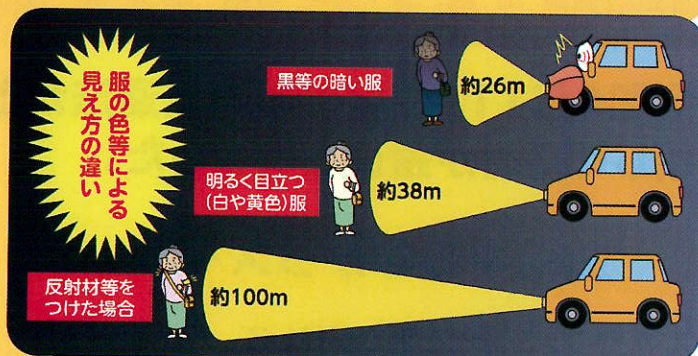


詳しくはこちら
千葉県ホームページ



キラリアップ☆ちば

夕暮れ時から夜間、明け方は、ドライバーから歩行者が見えにくくなります。明るい色の服装や反射材を着用し、自分の存在をドライバーに知らせて交通事故を防ぎましょう。



色々な種類の 反射材

反射材の入手方法
100円ショップやホームセンター等で購入できます。安価なものから高性能なものまで色々な種類があります。



ご案内

交通事故の相談

千葉県交通事故相談所

検索

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町で巡回相談も行っています。なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

問い合わせ先

- 本所… 県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所… 東葛飾合同庁舎4階 TEL 047-368-8000
- 安房支所… 安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132



交通安全ビデオの貸出

千葉県交通安全ライブラリー

検索

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

千葉県環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室
TEL 043-223-2263



千葉県交通安全 教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)



令和6年 冬の交通安全運動

実施期間:令和6年12月10日(火)から12月19日(木)まで

スローガン

飲酒運転は 絶対しない、させない、許さない

運動重点

- 1 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- 2 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
- 3 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車のルールに注目!

令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に、新しく罰則が整備されました。

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為に対する罰則

(※停止中の操作は対象外)



違反者は、

6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

酒気帯び運転及びほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対する罰則



違反者は、

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車のルールについて、まずはちばサイクルールを守りましょう



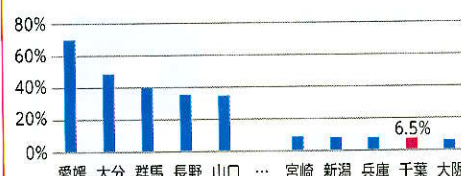
◀ちばサイクルール
(千葉県ホームページ)

自転車とヘルメットはセットです

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されていますが、千葉県における自転車ヘルメット着用率は、6.5% (全国ワースト2位) です。

交通事故による被害軽減のため、必ず自転車ヘルメットを着用しましょう。

自転車ヘルメット着用率(R67月警察庁調査)



ヘルメット購入費用の一部を助成しています

実施市町村については、県ホームページをご確認ください。



(対象となるヘルメット:安全基準*を満たした自転車乗車用ヘルメット)

*SGマーク・JCFマーク・CEマーク(EN1078)・GSマーク・CPSC(1203)マーク 等